平成２５年（フ）第５３８９号
東京都足立区小台２丁目２―16―606
破産者　渡邊みや子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３９４号
東京都江東区豊洲４丁目５番10―505、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区北品川２丁目８番５号
破産者　有限会社ジャスト・プランニング
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３９５号
東京都江東区豊洲４丁目５―10―505
破産者　小嶋　光二
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４０３号
神奈川県川崎市宮前区小台２丁目13番地26
破産者　株式会社ＹＫテック
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４０４号
神奈川県川崎市宮前区小台２丁目13―26
破産者　春日　好文
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４５８号
神奈川県川崎市幸区中幸町４丁目49番地
破産者　翔陽工業株式会社
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４５９号
神奈川県川崎市幸区戸手４丁目７－２―306
破産者　桝本　廣美
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７８５号
東京都足立区梅田４丁目24―13―202
破産者　西森　　浩
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１４０号
千葉県市川市八幡１丁目９－７―101
破産者　堀木　兼初
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３３６号
東京都新宿区下落合１丁目１－１―803
破産者　中尾　　哲
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３５５号
東京都大田区鵜の木２丁目37―12―206
破産者　鈴木　恵二
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３６５号
埼玉県さいたま市中央区桜丘１丁目５－３
破産者　本間　弘恭
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３７８号
東京都板橋区板橋４丁目50―２
破産者　齋藤　芳枝
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３７９号
東京都青梅市藤橋２丁目516―301
破産者　城戸廣一こと　小川　広一(旧姓城戸)
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３９７号
東京都足立区江北３丁目17―12―305
破産者　鈴木　孝史
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４７８号
埼玉県草加市瀬崎１丁目９－１―2003
破産者　今野　忠之
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４８０号
神奈川県川崎市幸区中幸町３丁目24―１―506
破産者　緑川　正人
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４８２号
神奈川県川崎市麻生区細山５丁目１―21　メディオクレストＡ―101
破産者　鈴木征太郎
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４９４号
埼玉県川口市幸町３丁目５－９―101
破産者　飯塚　直也
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４９５号
東京都練馬区土支田１丁目32―１　スカイ・ブリッジＤ―103
破産者　降田　健二
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４９６号
東京都練馬区土支田１丁目32―１　スカイ・ブリッジＤ―103
破産者　降田るみ子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５０９号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―１―216
破産者　石井　　正
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部